

平成 13 年 6 月 13 日に公表した実施方針における修正がありましたので、修正点を以下の正誤表に示します。

正 誤 表

平成 13 年 7 月 23 日修正

訂正前（下線部は修正部分）	訂正後（下線部は修正部分）
<p>P.1 1 (4) 応募者の備えるべき参加資格要件 1) 応募者の構成等 一 応募者の構成員は、他の応募者の<u>構成員</u>にはなれない。</p>	<p>P.1 1 (4) 応募者の備えるべき参加資格要件 1) 応募者の構成等 一 応募者の構成員は、他の応募者の<u>構成員及び協力企業</u>にはなれない。</p>
<p>P.1 1 (4) 応募者の備えるべき参加資格要件 2) 応募者の参加資格要件 応募するためには、<u>応募者またはその構成員</u>は以下の資格要件を満たしていなければならない。</p> <p>建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>建築物等の建設に関し、次の要件を満たしていること。</p> <p>ア 建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく、建築一式工事に</p>	<p>P.1 1 (4) 応募者の備えるべき参加資格要件 2) 応募者の参加資格要件 応募するためには、<u>応募者</u>の構成員は以下の資格要件を満たしていなければならない。</p> <p><u>平成 13 年(2001 年)10 月調整の桑名市入札参加資格者名簿に登録されているもの</u></p> <p><u>平成 13 年(2001 年)10 月調整の桑名市入札参加資格者名簿の登録受付は、平成 13 年(2001 年)9 月 10 日までに、桑名市契約調達課にて手続きを取ること</u></p>

訂正前（下線部は修正部分）	訂正後（下線部は修正部分）
<p>つき特定建設業の許可を受けていること</p> <p>イ 建築一式工事に関わる建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査〔審査基準日が平成 11 年(1999 年)10 月 1 日から平成 12 年(2000 年)9 月 30 日までのもの〕を受けた者で、経営事項審査結果の総合評点が 750 点以上のもの</p> <p><u>ウ 平成 13 年(2001 年)10 月調整の桑名市入札参加資格者名簿に登録されているもの</u></p> <p><u>平成 13 年(2001 年)10 月調整の桑名市入札参加資格者名簿の登録受付は、平成 13 年(2001 年)9 月 10 日までに、桑名市契約調達課にて手続きを取ること</u></p>	<p><u>また、応募するためには、応募者の構成員のいずれかが以下の資格要件を満たしていなければならない。</u></p> <p>建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>建築物等の建設に関し、次の要件を満たしていること。</p> <p>ア 建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること</p> <p>イ 建築一式工事に関わる建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査〔審査基準日が平成 11 年(1999 年)10 月 1 日から平成 12 年(2000 年)9 月 30 日までのもの〕を受けた者で、経営事項審査結果の総合評点が 750 点以上のもの</p>
<p>P.12 (4) 応募者の備えるべき参加資格要件 3) 構成員の制限</p> <p><u>最近一年間の事業税を滞納している者</u></p>	<p>P.12 (4) 応募者の備えるべき参加資格要件 3) 構成員の制限</p> <p>(削除)</p>

訂正前（下線部は修正部分）	訂正後（下線部は修正部分）
P.1 2 （４）応募者の備えるべき参加資格要件 ４）参加資格確認基準日 資格確認基準日は平成 13 年 <u>11</u> 月頃を予定	P.1 2 （４）応募者の備えるべき参加資格要件 ４）参加資格確認基準日 資格確認基準日は平成 13 年 <u>12</u> 月頃を予定
P.1 6 （２）施設の立地条件 敷地前面道路 幅員約 <u>3.5</u> m（東面道路名：市道中央東 1 号線）	P.1 6 （２）施設の立地条件 敷地前面道路 幅員約 <u>4.02</u> m（東面道路名：市道中央東 1 号線）
P.1 6 （２）施設の立地条件 防火指定 無	P.1 6 （２）施設の立地条件 防火指定 無（ <u>事業開始までに準防火地域指定に変更予定</u> ）

訂正前（下線部は修正部分）

P. 2 2

（添付資料1）リスク分担表（案）

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
法制度リスク	4	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（ <u>P F I 事業に変更を及ぼすもの</u> ）		—
	5	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外）	—	
造成リスク	22	造成に関するもの	—	

訂正後（下線部は修正部分）

P. 2 2

（添付資料1）リスク分担表（案）

リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
法制度リスク	4	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（本件 PFI 事業に典型的に直接影響を与える法制度等）	—	
	5	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外）		—
造成リスク	22	造成に関するもの	—	—